

連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する明細書

連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名					
関連者支払利子等の額の合計額 (各連結法人の別表十七の二(二)付表一「10」の合計)				1	円		連 結 調 整 所 得 金 額 の 計 算	減	特 別 償 却 準 備 金 に 係 る 益 金 算 入 額 (各連結法人の別表十六 (九)「27の計」の合計)	16	円
控 除 対 象 受 取 利 子 等 合 計 額 の 計 算	受 取 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表十七の二(二)付表二「3」の合計+「12」の合計)			2		特 定 子 法 人 の 課 税 対 象 金 額 等			17		
	支 払 利 子 等 の 額			3		調 整 対 象 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 に 係 る 特 定 子 法 人 の 課 税 対 象 金 額 等 (各連結法人の別表十七の 二(三)付表一「24」の合計)			18		
	除外対象特定債券現先取引等 に係る支払利子等の額 (各連結法人の別表十七の二 (二)付表一「15の計」の合計)			4		小 計			19		
	支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (3)－(4)			5		非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額		20			
	関連者支払利子等の額の合計額 (1)			6		連 結 調 整 所 得 金 額 (9)＋(15)－(19)＋(20) (マイナスの場合は0)		21			
	控除対象受取利子等合計額 (2)× $\frac{(6)}{(5)}$			7		当 期 損 金 算 入 限 度 額 (21)×50%		22			
	関 連 者 純 支 払 利 子 等 の 額 (1)－(7)			8		(8)－(22)		23			
連 結 調 整 所 得 金 額 の 計 算	加	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「31の①」)			9			国 外 支 配 株 主 等 に 係 る 負 債 の 利 子 等 の 課 税 の 特 例 と の 調 整	各 連 結 法 人 の 別 表 十 七 (一) 「28」から「31」までの合計	24	
		外国子会社から受ける剰余 金の配当等の益金不算入額 (各連結法人の別表八(二) 「26」の合計)			10		(23) ≤ (24) の 場 合		25	0	
		物 損 等 の 事 実 が 生 じ た 場 合 の 資 産 の 評 価 損 の 損 金 算 入 額			11		(23) > (24) の 場 合 (23)		26		
		関連者純支払利子等の額 (8)			12		措 法 第 68 条 の 89 の 2 第 7 項 の 適 用 の 有 無		27	有 ・ 無	
		減 価 償 却 資 産 に 係 る 償 却 費 の 額			13		調 整 対 象 金 額 に 係 る 調 整 額 (各連結法人の別表十七の二(二) 付表三「13」の合計)		28	円	
		貸倒れによる損失の額			14		損 金 不 算 入 額 ((26)－(28))又は(25))		29		
		小 計			15						
個 別 帰 属 額 の 計 算											
連 結 法 人 名				個 別 帰 属 額 (29)× $\frac{\text{別表十七の二(二)付表一「10」}}{(1)}$				30	円		

別表十七の二(二) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表十七の二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の89の2（第4項を除きます。）《連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入》又は第68条の89の3《連結超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「連結法人名」に記載してください。

- 2 「支払利子等の額3」は、各連結法人の支払利子等（措置法第68条の89の2第2項に規定する支払利子等をいいます。以下同じ。）の額から当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額の合計額を記載します。

- 3 「連結所得金額仮計⁹」は、法第81条の（別表四の二「31の①」）⁹

4（配当等の額（同条第1項に規定する配当等の額をいいます。以下同じ。）の計算期間を通じて当該連結法人との間に連結完全支配関係があった他の内国法人から受ける配当等の額に適用される場合を除きます。）《連結事業年度における受取配当等の益金不算入》及び措置法第68条の89第1項《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定を適用しないで計算した場合の別表四の二の「31の①」の金額を記載します。

- 4 「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額11」は、各連結法人が法第81条の3第1項（法第33条第2項《特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入》の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限りします。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合（令第68条第1項各号《資産の評価損の計上ができる事実》に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限りします。）において、法第81条の3第1項の規定により損金の額に算入される金額の合計額を記載します。

- 5 「減価償却資産に係る償却費の額13」及び「貸倒れによる損失の額14」は、当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。

- 6 「特定子法人の課税対象金額等17」は、次により記載します。

(1) 特定外国子会社等（措置法第68条の90第1項《連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入》に規定する特定外国子会社等をいいます。以下同じ。）である特定子法人（措置法令第39条の113

の2第18項第2号《連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入》に規定する特定子法人をいいます。以下同じ。）の特定子法人事業年度（同条第21項に規定する特定子法人事業年度をいいます。以下同じ。）の期間（同条第18項第2号に規定する期間をいいます。以下同じ。）内に、当該連結法人が当該特定外国子会社等に対して支払った関連者支払利子等の額（同法第68条の89の2第2項に規定する関連者支払利子等の額をいいます。以下同じ。）がある場合には、当該連結法人の当期に係る当該特定外国子会社等の当該特定子法人事業年度に係る同法第68条の90第1項に規定する個別課税対象金額又は同条第4項に規定する個別部分課税対象金額を記載します。

- (2) 特定外国法人（措置法第68条の93の2第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入》に規定する特定外国法人をいいます。以下同じ。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、当該連結法人が当該特定外国法人に対して支払った関連者支払利子等の額がある場合には、当該連結法人の当期に係る当該特定外国法人の当該特定子法人事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同条第4項に規定する個別部分課税対象金額を記載します。

- 7 各連結法人が適格合併に該当しない合併により当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第1項《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、法第81条の3第1項（法第61条の13第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限りします。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額20」は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額の合計額を記載します。

- 8 「損金不算入額²⁹」は、措置法第68

(((26)-(28))又は(25))²⁹

条の89の2第7項の規定の適用を受ける場合には、「((26)-(28))又は」を消します。